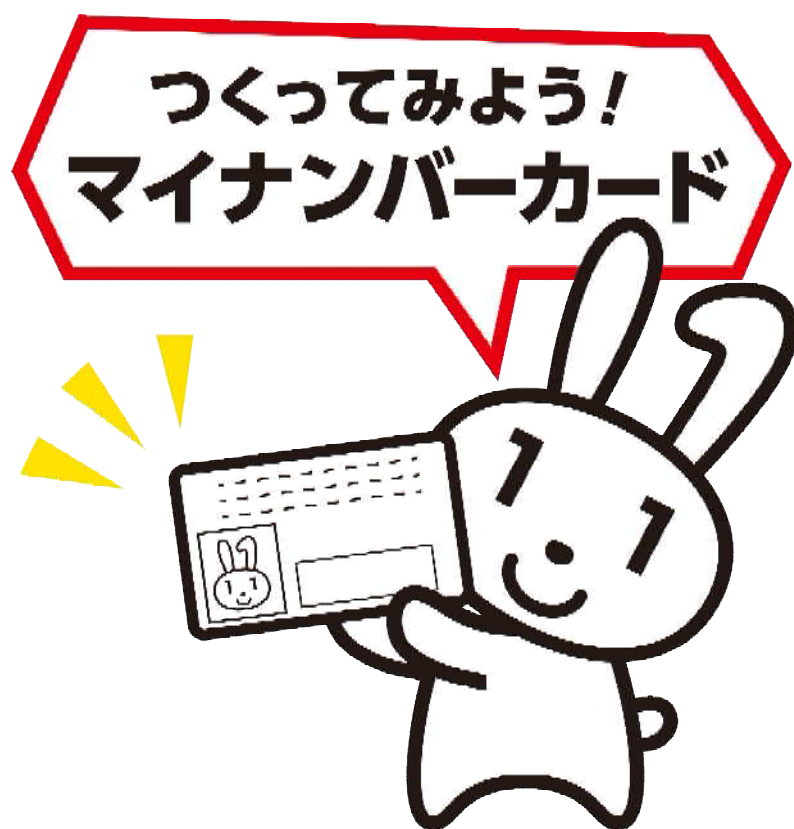


新潟市マイナンバーカード 出張申請受付サービス 申込ガイド



令和3年12月

新潟市

目次

1. はじめに.....	2
2. このサービスについて.....	3
(1)申込できる団体.....	3
(2)申込方法.....	4
(3)申込締切.....	5
(4)特設会場でカードの申請ができる方.....	5
3. 申込後の流れ.....	7
(1)全体像.....	7
(2)申込 ～ 訪問日決定.....	8
(3)申請希望者の募集・予約管理.....	9
(4)訪問日当日.....	9
4. 注意事項.....	10
5. FAQ.....	12

【別紙】様式集

【改版履歴】

令和3年12月17日	初版
令和4年1月18日	「3(1)全体像」「3(3)申請希望者の募集・予約管理」に説明を追加

1. はじめに

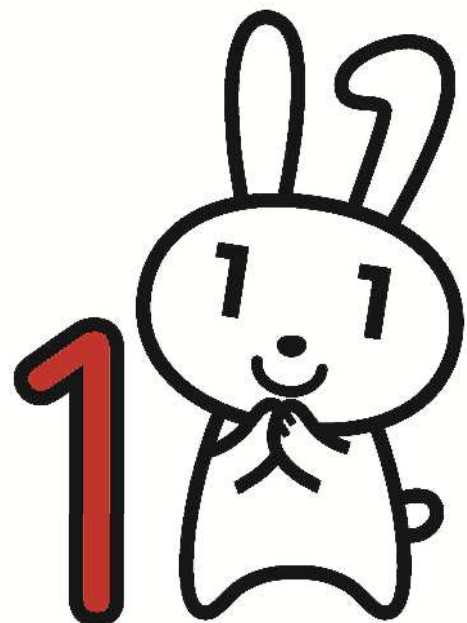
国は、令和4年度末までに「ほぼ全ての国民に普及する」ことを目標に、マイナンバーカードの普及を推進しています。

マイナンバーカードは、氏名・住所等と個人番号（マイナンバー）を公的に証明する唯一の「顔写真入り本人確認書類」として利用できるほか、主にインターネット経由で各種行政手続を行う際の電子証明書として、また、健康保険証等の機能を併せ持つ多目的用途のカードとして、今後ますます利用する場面が増える見通しです。

新潟市ではカードの普及を後押しするため、令和4年度末（令和5年3月末）までの期間限定サービスとして「マイナンバーカード出張申請受付サービス」（以下、「本サービス」）を実施します。

原則として、完成したカードは自宅（住民登録地）に郵送でお送りし、区役所窓口への来庁が一切不要なサービスです。ぜひこの機会に本サービスをご活用ください。

本書は、本サービスの申込から受付当日に至るまでの手続内容・段取り・注意事項等をまとめたものです。申込を検討する際の参考になさってください。



2. このサービスについて

(1) 申込できる団体

本サービスは、以下のいずれかに該当する法人・団体が申し込むことができます。
※カード申請希望者個人からの申込はできません。

新潟市内に事務所を置く法人	民間企業、公的機関等を問わず、市内に事務所を持つ団体であれば申し込み可能です。 (受付会場は、市内事務所の一室をお借りする想定です。)
新潟市内の各種団体	職域団体、福祉施設、教育施設、町内会等、市内に拠点を持つ団体であれば、団体の種類を問わず申し込み可能です。 (受付会場は、市内拠点の一室をお借りする想定です。)

※ただし、暴力団、総会屋等の「反社会的勢力」団体（同団体の支配下、あるいは関与がある団体を含む）は除く。


また、申込にあたり、以下の条件を全て満たす前提でお申し込みください。

申請希望者が <u>おおむね 10 名以上</u> であること	訪問体制等の都合上、申請希望者数が少人数となる団体は、訪問をお断りすることがあります。
会場（申請者の待合スペース、市職員の作業スペース、受付ブース、顔写真撮影ブースが確保できる広さ）及び机・椅子等の備品を貸与頂けること	本サービスは、「申込団体の市内施設」を受付会場として使用させて頂く前提としています。そのため、会場施設・備品をお貸し頂くこととなります。 <u>※有償貸与はご容赦ください。</u>
会場に、本市が持参する電子機器（タブレット端末、プリンタ、等）用の電源（コンセント）を準備できること	電子機器を使用するため、会場には電源が必要です。電源タップは本市で用意する想定ですが、不足の場合はお借りする場合があります。 なお、タブレット端末はインターネットに接続するため、会場は携帯電話電波が受信できる環境である必要があります。

<p>申請希望者を事前に取りまとめ、「申請者一覧」を訪問日前日までに提出できること</p>	<p>カード申請希望者は、申込団体側で申請者一覧として取りまとめて頂きます。受付当日は進行をスムーズにするため「時間指定(=事前予約)」を基本とさせて頂きますので、受付時間の入替やキャンセル等を要した場合は、都度本市に更新後の一覧を提出頂きます。</p> <p><u>※申請希望者から「交付申請書を紛失した」との申出があった際は、本市側であらかじめ再発行が可能です。申請者一覧の提出にあわせ、対象者の住所・氏名・生年月日を本市担当へお知らせください。</u></p>
<p>申込団体において、事前に団体内への周知・広報を行って頂けること</p>	<p>カード申請希望者の掘り起し、持参物や届書類の周知を目的として、団体内に出張申請に関する周知・広報をお願いします。</p> <p>(詳しくは、「3 申込後の流れ(2)」を参照)</p>
<p>訪問日当日、申込団体において申請手続き者の誘導(建物内の経路誘導・手続き者の来訪確認、等)を行って頂けること</p>	<p>当日のスムーズな受付進行を実現するため、ご協力をお願いします。</p>

(2)申込方法

以下の方法で申込を受け付けています。

<p>インターネットからの申込</p>	<p>本市電子申請サイトから申し込めます。</p> <p>【URL】 https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/dform.do?acs=mynocardsyuttyoshinnsei</p> <p>※右のQRコード、市HP「届出・証明」からもアクセス可能。</p> 
---------------------	---

<p>FAXによる 申込</p>	<p>「新潟市マイナンバーカード出張申請受付サービス申込書」に必要事項を記入のうえ、以下の番号までお送りください。 <u>※申込書は市HPのほか、区役所・出張所で入手できます。</u> 【FAX 番号】 025-382-4033 新潟市マイナンバーカード出張申請受付係 宛</p>
<p>郵便による 申込</p>	<p>「新潟市マイナンバーカード出張申請受付サービス申込書」に必要事項を記入し、以下の宛先までお送りください。 【宛先】 950-0134 新潟市江南区曙町 3 丁目 6 番 25 号 新潟市マイナンバーカード出張申請受付係 宛</p>

(3)申込締切

各申込方法とも「直近の訪問希望日から20日前」を締切とします（郵便の場合は必着）。

また、最終締切日は令和5年3月10日（金）です。

(4)特設会場でカードの申請ができる方

訪問日当日、特設会場においてマイナンバーカードの申請手続きができる方は、以下の全てを満たす方です。訪問申込の際はこれらを念頭にお申し込みください。

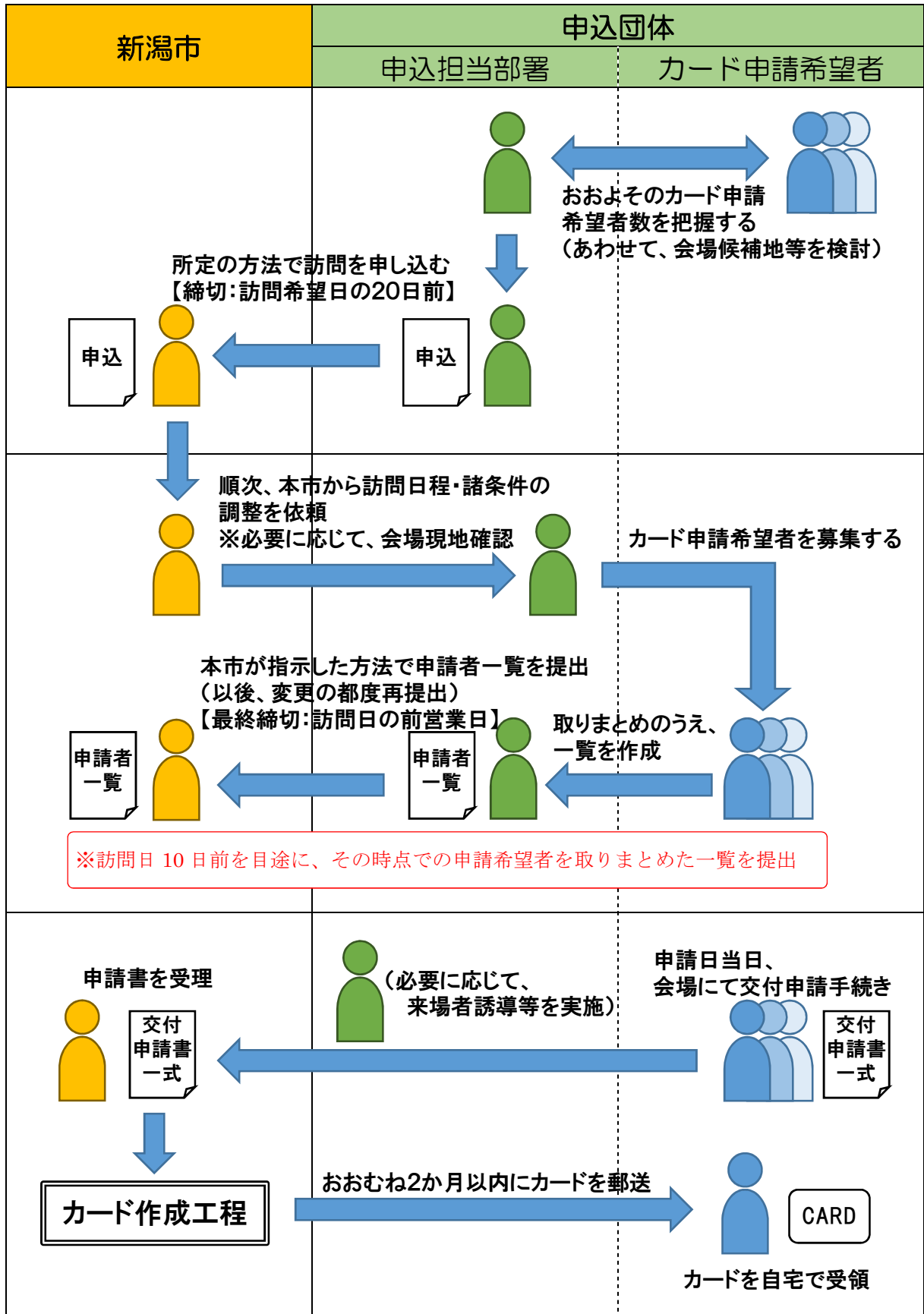
<p>申請者本人が出張申請会場に来ることができ 15歳未満の方及び成年被後見人の場合は、法定代理人とともに本人が会場に来ることができ ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>新潟市外に住民登録されている方の申請も受け付けます</u>（各自治体の都合によりカードを郵送交付できない場合があります）。 • 同一世帯員、任意代理人による申請（申請者本人が不在の代理申請）はできません。 • 成年後見人については、本人確認書類及び登記事項証明書を確認させていただきます。
--	---

<p>出張申請会場でのカード申請から、おおむね2か月以内に引越予定等がないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> •カードを受け取る前に、市内間の引越や戸籍届（婚姻・離婚等）を届け出た場合、カードの券面事項変更手続きが必要となるため、「区役所窓口での受取」となります。 •カードを受け取る前に、市町村間の引越（転出・転入）を届け出た場合、交付申請は自動的に取り消されます。
<p>既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> •既にカードの交付申請手続きを終えている方が、出張申請会場で改めて申請手続きをすることはできません。 •既にカードの交付通知書（ハガキ）を受け取った方が、出張申請会場でカードを受け取ることはできません。
<p>過去にマイナンバーカードを交付されたことが無いこと（初回の発行であること）</p>	<ul style="list-style-type: none"> •申請受付後、過去のカード交付履歴が判明した場合は「区役所窓口での交付」となります。 <p>※紛失等による再発行は、再発行手数料が必須です</p>
<p>受付会場に、申請手続きに必要な書類等を全て持参・提出できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> •書類等が不足する場合、「区役所窓口での交付」となったり、申請をお断りすることがあります。 <p>（詳しくは、「5 FAQ」を参照）</p>

3. 申込後の流れ

(1)全体像

申込受付後、おおむね以下の流れを経て出張申請受付を行います。



(2)申込 ～ 訪問日決定

まず、申込前に「おおよそのカード申請希望者数」を把握します。おおむね10名以上の申込者が見込めることをご確認ください。また、希望者数を踏まえ、申請受付会場の候補地をあらかじめ想定頂くようお願いいたします。

所定の方法でお申し込み頂いた後、順次本市担当者からご連絡差し上げます。その際、おおむね以下の調整を依頼することになります。

訪問日の決定	訪問希望日、他団体の訪問予定日等を踏まえ、いくつか訪問日時を提示させて頂きます。そのうえで、双方合意のもと訪問日を決定します。
カード申請希望者の募集	申込団体側にて、正式にカード申請希望者を募集頂きます。募集後、「申請者一覧」を本市にご提出ください。 申請者の受付日時は事前に決めて頂きます（⇒事前予約制）。 （詳しくは「(3) 申請希望者の募集・予約管理」を参照）
カード申請希望者向け周知	希望者の募集にあわせ、応募のあった方には以下の周知をお願いします。周知のための資料一式は事前に本市が提供します。 <ul style="list-style-type: none">・受付日時、会場の案内・当日会場に持参する物の案内（あわせて、事前に記入をすべき書類の記入依頼）・「特設会場でカードの申請ができる方」に関する注意喚起
受付会場の決定	カード申請希望者見込数を踏まえ、適切なキャパシティの会場をご用意ください。 （「(4) 訪問日当日」に記載の標準レイアウト図を参考に、会場を選定願います）

(3)申請希望者の募集・予約管理

カード申請希望者には、あらかじめ申請手続日時を決めて頂きます（⇒事前予約制）。

「1名あたり10分の受付時間」を前提に、本市から受付日当日の予約コマ数を提示します。予約コマ数は、カード申請希望者数の総数で大きく異なります（最少構成：1時間あたり最大6名、最大構成：1時間あたり最大42名）。

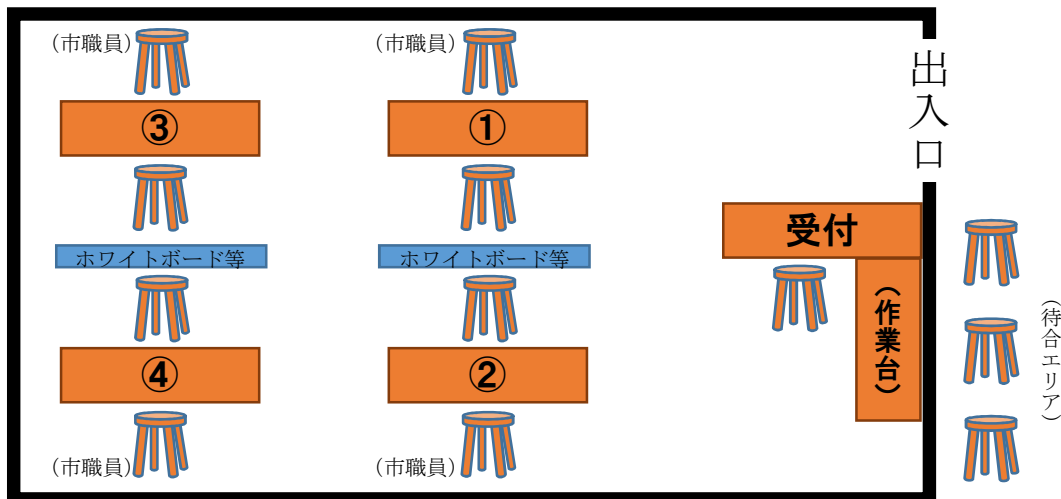
申込団体は、カード申請希望者の届出希望日時を取りまとめのうえ、「申請者一覧」として本市にご提出ください。

一旦、開催日の10日前までにその時点の申請者一覧を本市にご提出ください。その際、「おおむねの申請者数」「市外住民の有無（及び対象者）」「交付申請書の再発行を要する方の有無（及び対象者）」もお知らせください。以後、予約内容の変更があった際は、都度本市に最新版の申請者一覧をご提出願います（最終締切：訪問日の前営業日（直前の平日日中））。

(4)訪問日当日

訪問日当日は、おおむね受付開始の30分から1時間前を目途に市担当者が訪問のうえ、会場を設営します。

会場の標準的なレイアウト（4ブース構成）は、おおむね以下のとおりです。

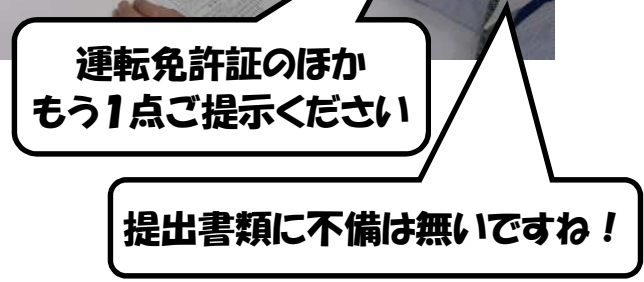
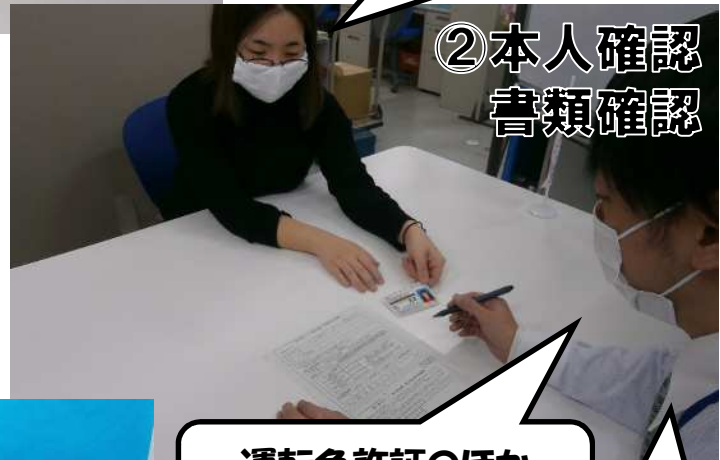


※電源、及び携帯電話が使用できる（電波が受信できる）環境が必要です。
※申請者数、会場の広さ等により、レイアウトは調整させていただきます。

会場設営後は、本市担当者主導で会場を運営します。申込団体側には、会場への誘導や無断欠席者の確認等、必要に応じてサポートをお願いします。

正常に受け付けられた申請書に基づき、カード発行団体（J-LIS 地方公共団体情報システム機構）にてカードが作成された後、本市作業を経て、おおむね2か月以内にカード申請者自宅（住民登録地）宛へ「簡易書留郵便」にて完成カードをお送りします。

【参考 受付の流れ】 ※「申請書 ID 入り」 交付申請書での受付例です



4. 注意事項

- 訪問申込受付後、本市担当者より、申請書に記載の連絡先電話番号（または電子メールアドレス宛）へ連絡させていただきます。申込書には平日日中に対応可能な連絡先をご記入ください。
- 訪問申込受付は「先着順」です。申込多数の場合、日程変更をお願いする、または訪問をお断りすることがあります。
- 年間の訪問可能日数に限りがあるため、上限に達した際は訪問をお断りすることがあります。
- 申請当日の受付順序は「事前予約制」につき、他の者の申請受付に支障が出ないよう、カード申請者に対しては予約時刻に遅れないよう十分周知願います。当日、予約時刻に遅れた方は申請受付をお断りすることがあります。

5. FAQ

【訪問申込編】

カード申請希望者数が10名に満たないが、訪問を申し込めるか？	おおむね10名程度とさせて頂いておりますので、可能であれば更なる申請希望者を募集頂ければ幸いです。 最終的に10名未満となった場合、他団体からの申込状況によっては訪問をお断りする場合があります（極めて少人数の場合は、お断りします）。 予めご了承ください。
カード申請希望者数が多人数になる見込みだが、訪問を申し込めるか？	1日あたりの最大受付可能人数は、4ブースでの受付を前提として、170人程度です（令和4年2月以降は、最大7ブース・230人程度まで増強予定）。 この人数を超える場合は、複数日の訪問も可能です。
カード申請手続きができる者は「従業員」のみか？	会場施設への入室に支障が無ければ、従業員のほか、その家族や出入事業者等、あらゆる方を対象とすることも可能です。
会場の広さはどの程度必要か？	4ブース受付を前提とした場合、一般的な会議用長机を6台程度使用します。よって、これらを無理なく設置できる広さが必要です。 （申込団体の実情に合わせ、ある程度柔軟に対応することは可能です。諸条件調整時にご相談ください。）
受付ブース数は？	書類審査等の受付ブース1箇所のほか、写真撮影ブース4箇所が最大構成です（令和4年2月以降は、最大7ブースまで対応可能予定）。
電源はどの程度必要か？	一般的な電源コネクタ（2つ口）が空いていれば問題ありません。

市側の訪問人数は何人か？	書類審査等の受付ブースに1名、写真撮影ブースに4名（令和4年2月以降は、最大7名に増強予定）が最大構成です。 なお、本市職員のほか、本業務の委託事業者（（株）第一印刷所 及び （株）第一製品流通）職員も従事者として同行します。
市側の休憩室等の準備は必要か？	特に必要ございません。 飲食物等のお気遣いも無用です。
訪問申込後、諸条件の調整等は誰と行うのか？	本業務の委託事業者（（株）第一製品流通）職員とご調整頂きます。 なお、マイナンバーカード制度全般に関するお問い合わせについては、新潟市市民生活課（電話：025-226-1013）へお問い合わせください。

【カード申請編】

申請者本人が会場に赴けないが、申請受付は可能か？	本人確認をしたうえで顔写真を撮影する都合上、本人が来場しない申請受付はできません。
申請手続き時に持参するものは何か？	原則、以下をお持ちください。詳しくは、申込団体経由で配付されるチラシをご覧ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類2点（顔写真入り1点（運転免許証等）＋顔写真無し1点（保険証等）） ※上記以外の組み合わせは、様式集を参照 ・交付申請書（通知カードに添付、または再交付されたもの） ※「申請書ID」入りであればスムーズです ※紛失時は申込団体担当者にご相談ください （申込団体経由で市側に再発行を依頼します） ・暗証番号設定依頼書 ・通知カード（紛失時は「紛失届」） ・【お持ちの方のみ】住民基本台帳カード及び「返納（廃止）届」（紛失時は届書のみ） ※暗証番号設定依頼書以下の各種書式は、申込団体経由で事前にお渡しします

<p>顔写真は自分で用意する必要はあるか？</p>	<p>会場にてタブレット端末で撮影します。 (顔写真の持ち込みはできません。)</p>
<p>申請時間はどのくらいか？</p>	<p>書類不備等が無い限り、おおむね10分程度で受付が完了します。</p>
<p>申請日時を変更したい、申請をキャンセルしたい</p>	<p>申込団体の担当者にご相談ください。 (申込団体の担当者経由で、市側に連絡します。) 申請日当日のキャンセルは避けて頂ければ幸いです。</p>
<p>申請内容に不備があった場合、手続きの流れは？</p>	<p>申請内容に不備があった場合(主に、撮影した顔写真の不備)、カード発行元団体から申請者個人宛に、不備をお知らせする封書が郵送されます(申請日からおおむね10日後)。 この場合、大変恐縮ですが、封書の指示に従い申請書の再提出をお願いします(恐れ入りますが、顔写真はご自身で準備願います)。</p>
<p>既にカードの交付申請を済ませているが、カードの郵送交付を希望したいので出張申請で受け付けてもらいたいが、可能か？</p>	<p>二重申請扱いとなるため、自動的に申請が却下されます。 <u>(申請不備のお知らせ等も郵送されません。ご注意ください。)</u></p>
<p>既にカードの交付申請を済ませ、市からカードの交付通知も受領済みだが、区役所窓口ではなく出張申請会場でカードを受け取れるか？</p>	<p>本人確認手続やカードの完成に必要なシステム端末操作ができないため、応じられません。 区役所窓口(または休日交付センター)にてカードをお受け取り下さい。 (窓口交付は事前予約制です。交付通知書に記載の「予約センター」にて予約行為をお願いします。)</p>

その他、マイナンバーカード制度に関する問い合わせ先は？

新潟市市民生活課（電話：025-226-1013）、または各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）へお問い合わせください。
新潟市 HP「マイナンバーカード」もご活用ください。